

平成 30 年 7 月 18 日

全学学類・専門学群代表者会議
教育環境委員会 竹下 宏紀

履修申請期間中の授業への出欠に関する要望に対する附帯決議

筑波大学は本要望を受理するにあたって以下の点に留意し、適切な処置を講じる必要がある。

1. 履修申請期間を授業開始以降まで設定する意義は一つに、履修を確定する以前に学生が実際の授業を受講することで、学生の履修目的と授業の実態の不整合を防ぐことであると確認する。
2. 原則として履修申請期間に行われる授業への出席を履修の条件としない。
3. 履修申請期間に行われる授業への出席を履修の条件とする場合には、その旨を必ずシラバスに明記する。
4. 2 の場合についても他の授業への出席を理由とし、かつ学生からの事前連絡がある場合は必ず欠席を認めることとする。またこの旨をシラバスに記載する。
5. 2・3 の場合について事前連絡がない場合であっても、他の授業への出席を理由に欠席した場合は可能な限り履修に応じること。

以上